

関西外国語大学短期大学部学則（案）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 本学は、建学の理念に則り、公正な世界観にもとづき時代と社会の要請に応じていく実学の教授研究を通して、国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等に関し必要な事項は学校法人関西外国語大学内部質保証推進規程に定める。

（認証評価機関による評価）

第 3 条 本学は、前条の措置に加え、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受ける。

2 認証評価は、7 年以内の期間ごとに、適切な時期を設定して受ける。

（情報の公表）

第 4 条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって公表する。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 5 条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修に関し必要な事項は関西外国語大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に定める。

（職 員）

第 6 条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学に副学長を置くことができる。

第 7 条 本学に教育職員、事務職員およびその他の職員を置く。

第 8 条 教育職員を分けて、教授、准教授、助教、講師および助手とする。

（教授会）

第 9 条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、副学長および教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、准教授、助教、講師および助手その他職員を加えることがある。

第 10 条 教授会は、教育研究に関する重要な事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる。

2 教授会は、学生の入学、卒業、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で

教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定するにあたり意見を述べる。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会に関し必要な事項は教授会規程に定める。ただし、第2項に規定する学長が定めるものについては学長裁定で定める。

(教員連絡会議)

第11条 本学に教育研究、大学運営等に関する事項について報告および連絡する機関として、教員連絡会議を置く。

2 教員連絡会議に関し必要な事項は教員連絡会議規程に定める。

(各種委員会)

第12条 本学に教務委員会、その他委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

第2章 学 科

(学 科)

第13条 本学に次の学科を置く。

英米語学科

未来キャリア英語学科

(教育上の目的等)

第14条 各学科の人材養成目的等については次の各項のとおり定める。

2 英米語学科

本学科は、英語を中心とした言語運用能力の向上を図るとともに、日本と世界のなかで交流するときに求められる人間力と教養を高め、実践的な職業人または国内外の学士課程教育でより高度な専門性や教養を考究できる人材の育成を目的とする。

3 未来キャリア英語学科

本学科は、英語コミュニケーション力と情報リテラシーの向上を図り、自らのキャリア形成の過程で、未来を展望し柔軟に対応できる実務的な職業人の育成を目的とする。

4 前2項の教育上の目的にかかる達成目標等を学生の態様に応じて定め、学生に明示する。

(入学定員および収容定員)

第15条 本学の学科の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学科等	入学定員	収容定員
英米語学科	550	1,100
未来キャリア英語学科	150	300
合 計	700	1,400

第 3 章 修業年限、在学年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第 16 条 修業年限は 2 年とする。

(在学年限)

第 17 条 在学年限は 4 年を超えることはできない。

(学 年)

第 18 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、第 21 条の規定により 9 月に入学した者の学年は、9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 19 条 学年を次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

秋学期 9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 2 学長は、必要がある場合、前項の学期の始期および終期を変更することができる。

(学生の休業日)

第 20 条 授業を行わない日（以下「休業日」という）は日曜日とする。

- 2 前項以外の休業日は、学長が第 18 条に規定する学年の初めに学年暦において定める。
- 3 必要があるときは、学長は前 2 項の休業日を臨時に変更し、または臨時に定めることができる。

第 4 章 入 学

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、あらかじめ志願する者については、9 月とすることができる。

(入学資格)

第 22 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第23条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別表第5に定める入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学志願者の選抜)

第24条 前条の入学志願者については、入学者選抜規程により選抜を行う。

(入学手続および入学許可)

第25条 前条の選抜による合格者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに別表第6に定める入学金その他納付金を納めなければならない。
- 3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

(再入学)

第26条 本学への再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が学年の始めにおいて相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項により再入学することのできる者は、第44条により本学を退学し2年以内の者とする。

(再入学の出願、入学者選抜、入学手続および入学許可)

第27条 再入学の出願、入学者選抜、入学手続および入学許可は、第21条および第23条から第25条までの規定を準用する。

第5章 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第28条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(成績評価基準等の明示等)

第29条 授業の方法および内容ならびに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修成果にかかる評価および卒業の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育課程の編成方法)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 各授業科目を専門教育科目および共通教育科目もしくは教養教育科目に区分する。
- 3 授業科目および単位数は、別表第1から別表第4のとおり定める。

(授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれ

らの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えないものとする。

(単位計算方法)

- 第31条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習および実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

- 第32条 授業科目を履修し授業ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は第40条にもとづき行う。
- 2 試験に関し必要な事項は試験規程に定める。

(履修方法)

- 第33条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

(履修科目の登録の上限)

- 第34条 学生が1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は、履修規程に定める。

(教職課程)

- 第35条 教員免許状を得ようとする者は、第46条に規定する卒業に必要な単位を修得するとともに、教育職員免許法および同施行規則により定める別表第3の単位をあわせて修得しなければならない。履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。
- 2 前項の免許状の種類は、中学校教諭二種免許状（英語）とする。

(図書館司書の資格課程)

- 第36条 図書館司書の資格を得ようとする者は、別表第4に定める単位を修得しなければならない。履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

- 第37条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前2項の規定は、学生が、外国の短期大学または大学に留学する場合について準用する。

- 4 前3項に定める他の短期大学等の履修等に関し必要な事項は履修規程および留学規程に定める。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第38条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により履修した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第37条第3項において準用する同条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

- 4 本学に入学を許可された者の既修得単位に関し必要な事項は履修規程に定める。

(成績)

第40条 履修成績の基準は次のとおりとする。

優	100点～80点	}	合 格
良	79点～70点		
可	69点～60点		
不可	59点～0点		不合格

第6章 留学、休学および退学等

(留 学)

第41条 留学とは、外国の短期大学、大学およびそれらに相当する高等教育機関との協定または合意にもとづき、当該大学等の授業科目を履修することをいう。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、留学を希望する者に対して、学長が留学を許可する。
- 3 留学期間は、1年を限度として本学の在学期間に算入する。
- 4 留学期間中は、学生は授業料その他学生納付金を全額納入しなければならない。
- 5 留学に関し必要な事項は留学規程に定める。

(休 学)

第42条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することできない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学期間は1年以内とする。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中は授業料および教育充実費の全額を免除する。ただし、別表第6に定める在籍料を納付しなければならない。
- 6 休学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(復学)

- 第43条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することができる。
- 2 復学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(退学)

- 第44条 病気その他のやむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。
- 2 退学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(除籍)

- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 授業料その他納付金納付の義務を怠り届け出なくして滞納30日に及ぶ者
 - (2) 第17条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第42条第3項に規定する休学期間を超えた者
 - (4) 履修規程に定める留年期間を超えた者
 - (5) 行方不明者

第7章 卒業および学位の授与

(卒業の認定)

- 第46条 本学に第16条に規定する修業年限2年以上在学し、次の各号に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 英米語学科
専門教育科目は必修科目36単位、選択科目から20単位以上、計56単位以上
共通教育科目は8単位以上
 - 3 未来キャリア英語学科
専門教育科目は必修科目30単位、選択科目から28単位以上、計58単位以上
教養教育科目は6単位以上

(学位の授与)

- 第47条 卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与する。
- 2 学位の授与に関し必要な事項は学位規程に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

- 第48条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は学生細則に定める。

(懲戒)

第49条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

第9章 長期履修制度

(長期履修)

第50条 学長は、学生が職業を有している等の事情により第16条に規定する修業年限を超えて3年または4年の期間にわたり計画的に履修し卒業を希望する旨を、あらかじめ入学前に申し出たときは、選考のうえ、長期履修を認めることができる。

- 2 長期履修を認められた者は、第17条の規定にかかわらず、あらかじめ申し出て認められた3年または4年の在学期間を超えて、休学期間を含め、2年以内の在学期間の延長をすることができる。ただし、在学がその期間を超えるときは、学長が除籍する。
- 3 本章に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生および外国人留学生

(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外の者で、本学における授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が科目等履修生として許可する。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は科目等履修生規程に定める。

(外国人留学生)

第52条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第11章 学生納付金

(授業料その他納付金の納付)

第53条 学生は、別表第6に定める授業料その他納付金を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 授業料その他納付金の分納、延納または減免については、願い出により、これを許可することがある。
- 3 授業料は、欠席中または停学中であってもこれを減免しない。
- 4 その他納付に関し必要な事項は授業料その他納付金規程に定める。

(授業料その他納付金の返還)

第54条 既納の授業料その他納付金は、原則として返還しない。ただし、在籍する学期前にその期分の授業料その他納付金を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、または退学もしくは休学を願い出たときについては、授業料その他納付金規程に定めるところによる。

- 2 退学、除籍の者であっても既納の授業料その他納付金は返還しない。
- 3 その他返還に関し必要な事項は授業料その他納付金規程に定める。

第12章 付 属 施 設

(付属施設)

第55条 本学に図書館学術情報センター、国際文化研究所、人権教育思想研究所、教職教育センターおよびイベロアメリカ研究センターを付設する。

- 2 付属施設に関し必要な事項は別に定める。

第13章 奨 学 制 度

(奨学制度)

第56条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

第14章 公 開 講 座

(公開講座)

第57条 社会人の教養を高めることにより、文化の向上に資するためおよび職業または実社会に必要な能力を育成するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は別に定める。

第15章 雑 則

(改 廃)

第58条 この学則の改廃は理事会が行う。

(細 則)

第59条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

改 正	昭和35年4月1日	平成10年4月1日
	昭和40年4月1日	平成11年4月1日
	昭和43年4月1日	平成12年4月1日
	昭和49年4月1日	平成14年4月1日
	昭和50年4月1日	平成15年4月1日
	昭和51年4月1日	平成16年4月1日

昭和 52 年 4 月 1 日
 昭和 53 年 4 月 1 日
 昭和 54 年 4 月 1 日
 昭和 56 年 4 月 1 日
 昭和 57 年 4 月 1 日
 昭和 58 年 4 月 1 日
 昭和 59 年 4 月 1 日
 昭和 60 年 4 月 1 日
 昭和 61 年 4 月 1 日
 昭和 62 年 4 月 1 日
 平成 3 年 4 月 1 日
 平成 4 年 4 月 1 日
 平成 5 年 9 月 15 日
 平成 6 年 4 月 1 日
 平成 7 年 4 月 1 日
 平成 8 年 4 月 1 日
 平成 9 年 4 月 1 日

平成 17 年 4 月 1 日
 平成 17 年 12 月 1 日
 平成 19 年 4 月 1 日
 平成 20 年 4 月 1 日
 平成 21 年 4 月 1 日
 平成 22 年 4 月 1 日
 平成 23 年 4 月 1 日
 平成 24 年 4 月 1 日
 平成 25 年 4 月 1 日
 平成 26 年 4 月 1 日
 平成 27 年 4 月 1 日
 平成 29 年 4 月 1 日
 平成 30 年 4 月 1 日
 2019 年 4 月 1 日
 2021 年 4 月 1 日
 2021 年 5 月 1 日
 2022 年 4 月 1 日

附 則

1. この学則の改正は、2024年4月1日から施行する。
2. 第15条の規定にかかわらず、2024年度の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学 科 等	2024 年度	
	入学定員	収容定員
英米語学科	550	1,350
未来キャリア英語学科	150	150
合 計	700	1,500

授 業 科 目 (第30条、第35条、第36条関係)

別表第1 英米語学科

専門教育科目

区分		授 業 科 目	単位数
専門教育科目	専門必修科目	College English Grammar A	2
		College English Grammar B	2
		Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	4
		Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	4
		Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	4
		Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	4
		Academic English A: Reading & Critical Approach	2
		Academic English B: Writing & Critical Approach	2
		Academic English for Global Issues	2
		Practical English A	1
		Practical English B	1
		K. G. C. ベーシックスA	2
		K. G. C. ベーシックスB	2
		K. G. C. ベーシックスC	2
		K. G. C. ベーシックスD	2
	専門選択科目	日本語表現実践	2
		日本語文章表現法	4
		TOEFL演習	2
		TOEIC演習	2
		英検演習（英検2級）	2
		英検演習（英検準1級）	2
		英語学概論	4
		英米文学概論	4
		英米文学史	4
		英語科教育法	4
		キャリア形成	2

区 分		授 業 科 目	単位数
専 門 教 育 科 目	専 門 選 択 科 目	社会科学特別演習 A	2
		社会科学特別演習 B	2
		社会科学特別演習 C	2
		社会科学特別演習 D	2
		人文学特別演習 A	2
		人文学特別演習 B	2
		人文学特別演習 C	2
		人文学特別演習 D	2
		言語特別講義 A （中国語）	4
		言語特別講義 B （中国語）	4
		言語特別講義 C （中国語）	2
		言語特別講義 D （中国語）	2
		言語特別講義 E （中国語）	4
		言語特別講義 F （中国語）	4
		言語特別講義 A （スペイン語）	4
		言語特別講義 B （スペイン語）	4
		言語特別講義 C （スペイン語）	2
		言語特別講義 D （スペイン語）	2
		言語特別講義 E （スペイン語）	1
		言語特別講義 F （スペイン語）	1
		人間科学特別研究 A	4
		人間科学特別研究 B	4
		人間科学特別研究 C	4
		人間科学特別研究 D	4
		人間科学特別研究 E	4
		人間科学特別研究 F	4
		人間科学特別研究 G	2
		人間科学特別研究 H	2
		人間科学特別研究 I	2
		人間科学特別研究 J	2
		Intensive English Studies A	2
		Intensive English Studies B	2

区分		授 業 科 目	単位数
専門教育科目	専門選択科目	Intensive English Studies C	1
		試験英語A	2
		試験英語B	2
		試験英語C	2
		国際関係論	4
		経済学	4
		経営学	4
		地域研究	4
		比較文化研究	4
		社会学	4
		会計学	4
		政治学	4
		グローバル・アース	4
		文化とくらし	4
		通訳基礎論	4
		国際コミュニケーション特別研究A	4
		国際コミュニケーション特別研究B	4
		国際コミュニケーション特別研究C	4
		国際コミュニケーション特別研究D	4
		国際コミュニケーション特別研究E	4
		国際コミュニケーション特別研究F	4
		国際コミュニケーション特別研究G	2
		国際コミュニケーション特別研究H	2
		国際コミュニケーション特別研究I	2
		国際コミュニケーション特別研究J	2
		エアライン・ビジネス	4
		ホスピタリティ	4
		ホテル・ビジネス	4
		英語ビジネスコミュニケーション	4
		秘書学概論	2
		秘書実務	2
		実務英語研究A（航空）	2

区分		授 業 科 目	単位数
専門教育科目	専門選択科目	実務英語研究B（旅行）	2
		実務英語研究C（ホテル）	2
		Project Based Learning A	2
		Project Based Learning B	2
		サービス・ホスピタリティ特別研究A	4
		サービス・ホスピタリティ特別研究B	4
		サービス・ホスピタリティ特別研究C	4
		サービス・ホスピタリティ特別研究D	4
		サービス・ホスピタリティ特別研究E	4
		サービス・ホスピタリティ特別研究F	4
		サービス・ホスピタリティ特別研究G	2
		サービス・ホスピタリティ特別研究H	2
		サービス・ホスピタリティ特別研究I	2
		サービス・ホスピタリティ特別研究J	2
		海外事情研究A	4
		海外事情研究B	4
		海外事情研究C	4
		海外事情研究D	4
		海外事情研究E	4
		海外事情研究F	4
		海外事情研究G	2
		海外事情研究H	2
		海外事情研究I	2
		海外事情研究J	2

共通教育科目

区分	授業科目	単位数
共通教育科目	クリティカル・シンキング	4
	人権問題論	4
	法学（日本国憲法2単位を含む）	4
	科学とくらし	4
	数学	4
	総合科目A	4
	総合科目B	4
	総合科目C	4
	総合科目D	2
	総合科目E	2
	スポーツ健康科学A	2
	スポーツ健康科学B	2
	情報処理概論	4
	企業倫理	4
	倫理学	4
	情報リテラシーA	1
	情報リテラシーB	1
	留学概論	2
	海外留学特別実践A	2
	海外留学特別実践B	2
	海外留学特別実践C	2
	海外留学特別実践D	2
	海外留学特別実践E	2
	海外留学特別実践F	2
	ボランティア実習A	2
	ボランティア実習B	2
	ボランティア実習C	2
	ボランティア実習D	2
	ボランティア実習E	1
	就業体験実習A	2
	就業体験実習B	2
	就業体験実習C	2
	就業体験実習D	2
	就業体験実習E	1

区分	授業科目	単位数
共通教育科目	サービス・ラーニング	1
	中国語Ⅰ	2
	中国語Ⅱ	2
	中国語Ⅲ	2
	中国語Ⅳ	2
	スペイン語Ⅰ	2
	スペイン語Ⅱ	2
	スペイン語Ⅲ	2
	スペイン語Ⅳ	2
	フランス語Ⅰ	2
	フランス語Ⅱ	2
	ドイツ語Ⅰ	2
	ドイツ語Ⅱ	2
	ハンガールⅠ	2
	ハンガールⅡ	2
	イタリア語Ⅰ	2
	イタリア語Ⅱ	2

授 業 科 目（第30条、第35条、第36条関係）

別表第2 未来キャリア英語学科

専門教育科目

区分		授 業 科 目	単位数
専門 教育科目	専門 必修科目	English for Social Issues A	4
		English for Social Issues B	4
		English for Social Issues C	4
		English for Social Issues D	4
		English for Global Issues A	4
		English for Global Issues B	4
		K. G. C. ベーシックスA	2
		K. G. C. ベーシックスB	2
		K. G. C. ベーシックスC	2

区分		授 業 科 目	単位数
専 門 教 育 科 目	専 門 選 択 科 目	サービスホスピタリティ演習	2
		カラーコーディネート実践	2
		ファッションコーディネート実践	4
		ドクターズクラーク実践	4
		ブライダル・ビジネス	4
		観光・ビジネス	2
		エアライン・ビジネス	4
		ホテル・ビジネス	4
		ツーリズム演習	2
		ホスピタリティ	4
		文化とくらし	4
		秘書学概論	2
		秘書実務	2
		情報リテラシー A	1
		情報リテラシー B	1
		情報処理概論	4
		キャリアプランニング	2
		キャリア形成	2
		ビジネス入門	4
		海外企業研究	2
		日本語文章表現法	4
		TOEFL演習	2
		TOEIC演習	2
		英検演習	2
		就業体験型PBL	2
		試験英語A	2
		試験英語B	2
		試験英語C	2
		海外事情研究A	4
		海外事情研究B	4
海外事情研究C	4		
海外事情研究D	4		
海外事情研究E	4		
海外事情研究F	4		
海外事情研究G	4		

教養教育科目

区分	授業科目	単位数
教 養 教 育 科 目	人権問題論	4
	法学（日本国憲法2単位を含む）	4
	企業倫理	4
	総合科目A	4
	総合科目B	4
	総合科目C	4
	総合科目D	2
	総合科目E	2
	スポーツ健康科学A	2
	スポーツ健康科学B	2
	ボランティア実習A	2
	ボランティア実習B	2
	ボランティア実習C	2
	ボランティア実習D	2
	ボランティア実習E	1
	就業体験実習A	2
	就業体験実習B	2
	就業体験実習C	2
	就業体験実習D	2
	就業体験実習E	1
	中国語Ⅰ	2
	中国語Ⅱ	2
	中国語Ⅲ	2
	中国語Ⅳ	2
	スペイン語Ⅰ	2
	スペイン語Ⅱ	2
	スペイン語Ⅲ	2
	スペイン語Ⅳ	2
	フランス語Ⅰ	2
	フランス語Ⅱ	2
	ハングルⅠ	2
	ハングルⅡ	2

別表第3 教育の基礎的理解に関する科目等

(英米語学科)

免許法施行規則に定める科目	授業科目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2
	教職概論	2
	教育制度概論	2
	教育心理学	2
	特別支援教育概論	2
	教育課程の意義と編成	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2
	総合的な学習の時間の理論と実践	1
	特別活動の理論と実践	2
	教育方法の理論と実践	2
	I C Tの活用方法と理論	1
	生徒・進路指導論	2
	教育相談	2
教育実践に関する科目	教育実習	5
	教職実践演習(中学校)	2

別表第4 図書館司書に関する科目

(英米語学科)

区 分			授業科目	単位数
図 書 館 司 書 に 関 する 科 目	必修科目 (甲群)	基礎科目	生涯学習概論	2
			図書館概論	2
			図書館制度・経営論	2
			図書館情報技術論	2
		図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2
			情報サービス論	2
			児童サービス論	2
			情報サービス演習A	1
			情報サービス演習B	1
		図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2
			情報資源組織論	2
			情報資源組織演習A	1
			情報資源組織演習B	1
	選択科目 (乙群)		図書館基礎特論	1
			図書館情報資源特論	1
			図書・図書館史	1

別表第5 入学検定料（第23条、第51条関係）

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額
全学生対象	短期大学部学生	入学検定料	30,000 円 *1
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 5学科・コース出願まで	15,000 円
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 6学科・コース出願以上	20,000 円
	科目等履修生	受入検定料	10,000 円 *2

1. 公募制推薦入試および一般入試（前期日程、後期日程）において同日併願受験をする場合の入学検定料は無料とする。
2. 本学卒業生、卒業見込者は半額とする。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。

別表第6 入学金、授業料その他納付金（第25条、第27条、第42条、第51条、第53条関係）

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額（年額）
全学生対象	短期大学部学生	入 学 金	250,000 円 *1
		授 業 料	770,000 円
		教育充実費	300,000 円
	休 学 者	在 籍 料	120,000 円 *2
	科目等履修生	登 録 料	10,000 円 *3
		履 修 料	10,000 円 *4

1. 再入学学生の入学金は150,000円とする。
2. 1学期分の在籍料は、年額の半額とする。
3. 登録料は当該年度1回のみ徴収する。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。
4. 履修料は1単位あたりの金額とする。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。
5. 別表第6に規定するもののほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

2024年4月の未来キャリア英語学科の設置、英米語学科の入学定員減に伴い、
所要の改正を行う。

また、インターンシップ関係等の授業科目名称を変更等を行う。

2. 変更点

(1) 学科の設置、定員減 (第13条、第14条、第15条関係)

[設置]

未来キャリア英語学科

入学定員 150人 収容定員 300人

[定員減]

英米語学科

入学定員 800人 → 550人 (△250人)

(2) 教育課程 (第30条・別表第1～別表第4関係)

英米語学科の専門教育科目と共通教育科目を別表第1にまとめる。

未来キャリア英語学科の授業科目を別表第2に規定する。

全学共通教育科目のインターンシップ関係科目の名称を変更する。

インターンシップA～E → 就業体験実習A～E

別表第3、別表第4は英米語学科に適用する。

(3) 卒業要件 (第46条関係)

未来キャリア英語学科

専門必修科目30単位

専門選択科目から28単位以上

教養教育科目は6単位以上

(4) その他 (第19条、附則関係)

入学検定料について、併願をする場合の取扱い等の変更。

学期について、学長が弾力的に変更できる旨規定。

完成年度途中の収容定員等を附則に規定。

(5) 施行日 (附則)

2024年4月1日

関西外国語大学短期大学部学則（案）【新旧対照表】

新	旧																					
(略)	(略)																					
(学 科)	(学 科)																					
第 1 3 条 本学に <u>次の学科を置く。</u>	第 1 3 条 本学に <u>英米語学科を置く。</u>																					
<u>英米語学科</u> <u>未来キャリア英語学科</u>																						
(教育上の目的等)	(教育上の目的等)																					
第 1 4 条 <u>各学科</u> の人材養成目的等については次の <u>各項</u> のとおり定める。	第 1 4 条 <u>英米語学科</u> の人材養成目的等については次のとおり定める。																					
2 <u>英米語学科</u> 本学科は、英語を中心とした言語運用能力の向上を図るとともに、日本と世界のなかで交流するときに求められる人間力と教養を高め、実践的な職業人または国内外の学士課程教育でより高度な専門性や教養を考究できる人材の育成を目的とする。	本学科は、英語を中心とした言語運用能力の向上を図るとともに、日本と世界のなかで交流するときに求められる人間力と教養を高め、実践的な職業人または国内外の学士課程教育でより高度な専門性や教養を考究できる人材の育成を目的とする。																					
3 <u>未来キャリア英語学科</u> <u>本学科は、英語コミュニケーション力と情報リテラシーの向上を図り、自らのキャリア形成の過程で、未来を展望し柔軟に対応できる実務的な職業人の育成を目的とする。</u>																						
4 <u>前 2 項</u>の教育上の目的にかかる達成目標等を学生の態様に応じて定め、学生に明示する。	2 <u>前項</u>の教育上の目的にかかる達成目標等を学生の態様に応じて定め、学生に明示する。																					
(入学定員および収容定員)	(入学定員および収容定員)																					
第 1 5 条 本学の学科の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。	第 1 5 条 本学の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。																					
<table><tr><th>学科等</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>英米語学科</td><td><u>550</u></td><td><u>1,100</u></td></tr><tr><td><u>未来キャリア英語学科</u></td><td><u>150</u></td><td><u>300</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td><u>700</u></td><td><u>1,400</u></td></tr></table>	学科等	入学定員	収容定員	英米語学科	<u>550</u>	<u>1,100</u>	<u>未来キャリア英語学科</u>	<u>150</u>	<u>300</u>	合 計	<u>700</u>	<u>1,400</u>	<table><tr><th>学科等</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>英米語学科</td><td><u>800</u></td><td><u>1,600</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td><u>800</u></td><td><u>1,600</u></td></tr></table>	学科等	入学定員	収容定員	英米語学科	<u>800</u>	<u>1,600</u>	合 計	<u>800</u>	<u>1,600</u>
学科等	入学定員	収容定員																				
英米語学科	<u>550</u>	<u>1,100</u>																				
<u>未来キャリア英語学科</u>	<u>150</u>	<u>300</u>																				
合 計	<u>700</u>	<u>1,400</u>																				
学科等	入学定員	収容定員																				
英米語学科	<u>800</u>	<u>1,600</u>																				
合 計	<u>800</u>	<u>1,600</u>																				
(略)	(略)																					
(学 期)	(学 期)																					
第 1 9 条 学年を次の 2 学期に分ける。	第 1 9 条 学年を次の 2 学期に分ける。																					
春学期 4 月 1 日から 8 月 3 1 日まで 秋学期 9 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで	春学期 4 月 1 日から 8 月 3 1 日まで 秋学期 9 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで																					
2 <u>学長は、必要がある場合、前項の学期の始期および終期を変更することができる。</u>																						
(略)	(略)																					
(教育課程の編成方法)	(教育課程の編成方法)																					
第 3 0 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。	第 3 0 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。																					
2 各授業科目を専門教育科目および共通教育科目<u>もしくは教養教育科目</u>に区分する。 3 授業科目および単位数は、別表第 1 から別表第 4 のとおり定める。	2 各授業科目を専門教育科目および共通教育科目に区分する。 3 授業科目および単位数は、別表第 1 から別表第 4 のとおり定める。																					
(略)	(略)																					
(卒業の認定)	(卒業の認定)																					
第 4 6 条 本学に第 1 6 条に規定する修業年限 2 年以上在学し、 <u>次の各号</u> に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。	第 4 6 条 本学に第 1 6 条に規定する修業年限 2 年以上在学し、次に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。																					
2 <u>英米語学科</u> 専門教育科目は必修科目 3 6 単位、選択科目から 2 0 単位以上、計 5 6 単位以上 共通教育科目は 8 単位以上	専門教育科目は必修科目 3 6 単位、選択科目から 2 0 単位以上、計 5 6 単位以上 共通教育科目は 8 単位以上																					
3 <u>未来キャリア英語学科</u> <u>専門教育科目は必修科目 3 0 単位、選択科目から 2 8 単位以上、計 5 8 単位以上</u> <u>教養教育科目は 6 単位以上</u>																						

関西外国語大学短期大学部学則（案）【新旧対照表】

新	旧																																																						
(略) 附 則 この学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。 改 正 昭和 35 年 4 月 1 日 平成 10 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 1 日 平成 11 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 1 日 平成 12 年 4 月 1 日 (略) (略) 平成 7 年 4 月 1 日 2021 年 4 月 1 日 平成 8 年 4 月 1 日 2021 年 5 月 1 日 平成 9 年 4 月 1 日 <u>2022 年 4 月 1 日</u> 附 則 <u>1. この学則の改正は、2 0 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2. 第 1 5 条の規定にかかわらず、2 0 2 4 年度の入学定員および収容定員は次のとおりとする。</u> <table><tr><th rowspan="2">学 科 等</th><th colspan="2">2024 年度</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>英米語学科</td><td>550</td><td>1,350</td></tr><tr><td>未来キャリア英語学科</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>合 計</td><td>700</td><td>1,500</td></tr></table> 授 業 科 目（第 30 条、第 35 条、第 36 条関係） 別表第 1 <u>英米語学科</u> 専門教育科目 (略) 共通教育科目 <table><tr><th>区分</th><th>授業科目</th><th>単位数</th></tr><tr><td rowspan="18">共 通 教 育 科 目</td><td>クリティカル・シンキング</td><td>4</td></tr><tr><td>人権問題論</td><td>4</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>海外留学特別実践 E</td><td>2</td></tr><tr><td>海外留学特別実践 F</td><td>2</td></tr><tr><td><u>ボランティア実習 A</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>ボランティア実習 B</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>ボランティア実習 C</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>ボランティア実習 D</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>ボランティア実習 E</u></td><td>1</td></tr><tr><td><u>就業体験実習 A</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>就業体験実習 B</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>就業体験実習 C</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>就業体験実習 D</u></td><td>2</td></tr><tr><td><u>就業体験実習 E</u></td><td>1</td></tr><tr><td>サービス・ラーニング</td><td>1</td></tr><tr><td>中国語 I</td><td>2</td></tr><tr><td>(以下略)</td><td></td></tr></table>	学 科 等	2024 年度		入学定員	収容定員	英米語学科	550	1,350	未来キャリア英語学科	150	150	合 計	700	1,500	区分	授業科目	単位数	共 通 教 育 科 目	クリティカル・シンキング	4	人権問題論	4	(略)		海外留学特別実践 E	2	海外留学特別実践 F	2	<u>ボランティア実習 A</u>	2	<u>ボランティア実習 B</u>	2	<u>ボランティア実習 C</u>	2	<u>ボランティア実習 D</u>	2	<u>ボランティア実習 E</u>	1	<u>就業体験実習 A</u>	2	<u>就業体験実習 B</u>	2	<u>就業体験実習 C</u>	2	<u>就業体験実習 D</u>	2	<u>就業体験実習 E</u>	1	サービス・ラーニング	1	中国語 I	2	(以下略)		(略) 附 則 この学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。 改 正 昭和 35 年 4 月 1 日 平成 10 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 1 日 平成 11 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 1 日 平成 12 年 4 月 1 日 (略) (略) 平成 7 年 4 月 1 日 2021 年 4 月 1 日 平成 8 年 4 月 1 日 2021 年 5 月 1 日 平成 9 年 4 月 1 日 附 則 <u>1. この学則の改正は、2 0 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2. 別表第 3 の規定は、2 0 2 2 年 4 月入学生から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。</u> 授 業 科 目（第 30 条、第 35 条、第 36 条関係） 別表第 1 専門教育科目 (略) 別表第 2 共通教育科目 (←別表第 1 共通教育科目へ移行)
学 科 等		2024 年度																																																					
	入学定員	収容定員																																																					
英米語学科	550	1,350																																																					
未来キャリア英語学科	150	150																																																					
合 計	700	1,500																																																					
区分	授業科目	単位数																																																					
共 通 教 育 科 目	クリティカル・シンキング	4																																																					
	人権問題論	4																																																					
	(略)																																																						
	海外留学特別実践 E	2																																																					
	海外留学特別実践 F	2																																																					
	<u>ボランティア実習 A</u>	2																																																					
	<u>ボランティア実習 B</u>	2																																																					
	<u>ボランティア実習 C</u>	2																																																					
	<u>ボランティア実習 D</u>	2																																																					
	<u>ボランティア実習 E</u>	1																																																					
	<u>就業体験実習 A</u>	2																																																					
	<u>就業体験実習 B</u>	2																																																					
	<u>就業体験実習 C</u>	2																																																					
	<u>就業体験実習 D</u>	2																																																					
	<u>就業体験実習 E</u>	1																																																					
	サービス・ラーニング	1																																																					
	中国語 I	2																																																					
	(以下略)																																																						

関西外国語大学短期大学部学則（案）【新旧対照表】

新

旧

別表第2 未来キャリア英語学科

専門教育科目

区分		授 業 科 目	単位数
専門 教育 科目	専門 必修 科目	English for Social Issues A	4
		English for Social Issues B	4
		English for Social Issues C	4
		English for Social Issues D	4
		English for Global Issues A	4
		English for Global Issues B	4
		K. G. C. ベーシックスA	2
		K. G. C. ベーシックスB	2
		K. G. C. ベーシックスC	2

区分		授 業 科 目	単位数
専門 教育 科目	専門 選択 科目	サービスホスピタリティ演習	2
		カラーコーディネート実践	2
		ファッションコーディネート実践	4
		ドクターズクラーク実践	4
		ブライダル・ビジネス	4
		観光・ビジネス	2
		エアライン・ビジネス	4
		ホテル・ビジネス	4
		ツーリズム演習	2
		ホスピタリティ	4
		文化とくらし	4
		秘書学概論	2
		秘書実務	2
		情報リテラシー A	1
		情報リテラシー B	1
		情報処理概論	4
		キャリアプランニング	2
		キャリア形成	2
		ビジネス入門	4
		海外企業研究	2
		日本語文章表現法	4
		TOEFL 演習	2
		TOEIC 演習	2
		英検演習	2
		就業体験型 PBL	2
		試験英語 A	2
		試験英語 B	2
		試験英語 C	2
		海外事情研究 A	4
		海外事情研究 B	4
		海外事情研究 C	4
		海外事情研究 D	4
		海外事情研究 E	4
		海外事情研究 F	4
		海外事情研究 G	4

関西外国語大学短期大学部学則（案）【新旧対照表】

新

旧

教養教育科目

区分	授業科目	単位数
教 養 教 育 科 目	人権問題論	4
	法学（日本国憲法2単位を含む）	4
	企業倫理	4
	総合科目A	4
	総合科目B	4
	総合科目C	4
	総合科目D	2
	総合科目E	2
	スポーツ健康科学A	2
	スポーツ健康科学B	2
	ボランティア実習A	2
	ボランティア実習B	2
	ボランティア実習C	2
	ボランティア実習D	2
	ボランティア実習E	1
	就業体験実習A	2
	就業体験実習B	2
	就業体験実習C	2
	就業体験実習D	2
	就業体験実習E	1
	中国語Ⅰ	2
	中国語Ⅱ	2
	中国語Ⅲ	2
	中国語Ⅳ	2
	スペイン語Ⅰ	2
	スペイン語Ⅱ	2
	スペイン語Ⅲ	2
	スペイン語Ⅳ	2
	フランス語Ⅰ	2
	フランス語Ⅱ	2
	ハングルⅠ	2
	ハングルⅡ	2

別表第3 教育の基礎的理解に関する科目等

(英米語学科)

(略)

別表第4 図書館司書に関する科目

(英米語学科)

(略)

別表第3 教育の基礎的理解に関する科目等

(略)

別表第4 図書館司書に関する科目

(略)

関西外国語大学短期大学部学則（案）【新旧対照表】

新

別表第5 入学検定料（第23条、第51条関係）

対象年度 入学者	区 分	納付金種別	金 額	
全学生対象	短期大学部学生	入学検定料	30,000 円	<u>*1</u>
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 5学科・コース出願まで	15,000 円	
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 6学科・コース出願以上	20,000 円	
	科目等履修生	受入検定料	10,000 円	<u>*2</u>

1. 公募制推薦入試および一般入試（前期日程、後期日程）において同日併願受験をする場合の入学検定料は無料とする。

2. 本学卒業者、卒業見込者は半額とする。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき 本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。

旧

別表第5 入学検定料（第23条、第51条関係）

対象年度 入学者	区 分	納付金種別	金 額	
全学生対象	短期大学部学生	入学検定料	30,000 円	
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 3学科・コース出願まで	15,000 円	
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 4学科・コース出願以上	20,000 円	
	科目等履修生	受入検定料	10,000 円	<u>*1</u>

1. 本学卒業者、卒業見込者は半額とする。ただし、本学学生で授業担当教員等の指導にもとづき本学の特定の授業科目を履修する者は免除とする。

別表第6 入学金、授業料その他納付金（第25条、第27条、第42条、第51条第53条関係）

（略）

別表第6 入学金、授業料その他納付金（第25条、第27条、第42条、第51条第53条関係）

（略）

関西外国語大学短期大学部教授会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、短期大学部学則第 9 条および第 10 条の規定にもとづき、短期大学部教授会（以下「教授会」という）に関し必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 教授会は、学長、副学長および教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、准教授、助教、講師および助手その他職員を加えることがある。

(任務)

第 3 条 教授会は、教育研究に関する重要な事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる。

2 教授会は、学生の入学、卒業、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定するにあたり意見を述べる。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 第 2 項に規定する学長が定めるものについては学長裁定で定める。

(招集)

第 4 条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長に支障あるときは、あらかじめ学長が指名した者が議長を代行する。

2 教授会は、原則として月 1 回開催する。

3 必要に応じて、臨時に教授会を開催することができる。

4 前 2 項にかかる教授会は、合同で開催することができる。

(定足数)

第 5 条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事運営等)

第 6 条 第 3 条第 3 項で規定する学長がつかさどる教育研究に関する事項のうち、各種委員会に付託される事項以外の案件を教授会に提案しようとする場合には、その内容を文書にて関連する委員会等に提出しなければならない。

2 関連する委員会等は、提起された案件について検討のうえ、教員役職者会の議を経て教授会に上程する。

(議事録等)

第 7 条 教授会での発言を確保するため、業務上の必要性が認められる場合を除き、発言事項はその内容にかかわらず教授会の外に漏らしてはならない。

2 教授会の議事はこれを記録する。

3 教授会の議事次第や議事概要の公表は適切な方法により行う。

(事務)

第 8 条 教授会の事務は学長室および事務局が行う。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 3 月 14 日制定)
2. 教授会に関する規程（短期大学）（「学則によるもの（昭和 28 年 4 月 1 日）」および「申し合わせによるもの（昭和 45 年 4 月 1 日）」）は、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。(平成 30 年 6 月 23 日改定)